（株）ケアネット小山サービスセンター指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条　この規定は、（株）ケアネットが開設する指定居宅介護支援事業所「小山ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2　事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう援助を行う。

3　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　株式会社 ケアネット 小山サービスセンター

二　所在地　小山市城東5丁目8番10号

（従業者職種、員数及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　1名（常勤職員1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、介護支援専門員に居宅サービスに関する業務を担当させる。

二　介護支援専門員　3名（常勤職員3名）

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

三　事務職員　1名

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一　営業日　　月曜日から金曜日とする。（但し、祝祭日、12月30日～1月3日を除く）
尚、利用者の希望によっては休日の対応も行う。

二　営業時間　午前9時から午後5時とする。
但し、利用者の希望により、上記以外の対応も行う。

三　連絡体制　電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を取る。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用）

第6条　指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

一　相談の場所　　株式会社 ケアネット 小山サービスセンターの相談室　他

二　課題分析表の種類　新宿区版アセスメント

三　サービス担当者会議開催場所　株式会社 ケアネット 小山サービスセンターの相談室　他

四　介護支援専門員は、サービス開始後においても、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、適切なサービスが実施されているか把握する。

２　第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費（24円/㎞）を徴収する。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条　通常の事業の実施地域は、小山市、結城市、下野市（旧南河内町、旧国分寺町）とする。

（虐待に関する事項）

第8条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一　従業員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施する。

二　前1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第9条　事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

１　採用時研修　　採用後2ヶ月以内

２　継続研修　　年1回

二　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を徹底する。

四　この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、（株）ケアネット代表取締役社長と事業所の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

付則

初版制定　平成14年7月1日
2版制定　平成18年4月1日
3版制定　平成19年4月1日
4版制定　平成19年6月21日
5版制定　平成24年4月1日
6版制定　平成29年8月1日
7版制定　平成30年9月15日
8版制定　令和3年4月1日
9版制定　令和4年4月1日
10版制定　令和6年7月1日